

## 運営規程等における予防給付の文言削除について

削除する文言 (〇〇には「訪問」か「通所」が入ります)

指定介護予防〇〇介護／介護予防〇〇介護／介護予防サービス計画／介護予防〇〇介護計画／介護予防〇〇介護費 (※)

(※) 重要事項説明書に料金表がある場合は要修正

### 【介護給付・介護予防給付・総合事業の3種類のサービスの規程の場合 (例)】

修正部分	変更前	予防給付の文言削除後
タイトル	〇〇介護・ <u>介護予防〇〇介護</u> ・第一号〇〇事業 運営規程	〇〇介護・第一号〇〇事業 運営規程
前文・文中	指定〇〇介護・ <u>指定介護予防〇〇介護</u> ・第一号〇〇事業  指定〇〇介護・ <u>指定介護予防〇〇介護</u> ・第一号〇〇事業 (以下、「〇〇介護サービス」という。)  指定〇〇介護 ( <u>介護予防〇〇介護</u> ・第一号〇〇事業)	指定〇〇介護・第一号〇〇事業  指定〇〇介護・第一号〇〇事業 (以下、「〇〇介護サービス」という。)  指定〇〇介護・第一号〇〇事業
計画 (包括・居宅が立てるケアプラン)	居宅サービス計画書、 <u>介護予防サービス計画書</u> 、介護予防サービス・支援計画書	居宅サービス計画書、介護予防サービス・支援計画書
計画 (事業所が立てる個別サービス計画)	〇〇介護計画、 <u>介護予防〇〇介護計画</u> 、第一号〇〇事業計画	〇〇介護計画、第一号〇〇事業計画

修正部分	変更前	予防給付の文言削除後
事業内容 (サービス種類ごと)  ※介護予防給付と総合事業で料金表が別々の場合は、介護予防給付の表のみを削除。	<u>介護予防訪問介護費(Ⅰ)</u> ・訪問型サービス(Ⅰ)・・・週に1回程度 <u>介護予防訪問介護費(Ⅱ)</u> ・訪問型サービス(Ⅱ)・・・週に2回程度 <u>介護予防訪問介護費(Ⅲ)</u> ・訪問型サービス(Ⅲ)・・・週に2回を超える程度  <u>介護予防通所介護費(Ⅰ)</u> ・通所型サービス(Ⅰ)・・・事業対象者、要支援1 <u>介護予防通所介護費(Ⅱ)</u> ・通所型サービス(Ⅱ)・・・要支援2	訪問型サービス(Ⅰ)・・・週に1回程度 訪問型サービス(Ⅱ)・・・週に2回程度 訪問型サービス(Ⅲ)・・・週に2回を超える程度  通所型サービス(Ⅰ)・・・事業対象者、要支援1 通所型サービス(Ⅱ)・・・要支援2

**【介護予防給付・総合事業の2種類のサービスの規程の場合(例)】**

修正部分	変更前	予防給付の文言削除後
事業内容・利用料	サービスを提供した場合の利用料の額は、 <u>厚生労働大臣が定める基準</u> または市長が定める額によるものとして～	サービスを提供した場合の利用料の額は、市長が定める額によるものとして～
その他修正部分	上記の3種類のサービスの規程の場合と同様	上記の3種類のサービスの規程の場合と同様

※2種類のサービスの規程から介護予防給付の部分を削除すると、総合事業のみの規程になるため、上記の修正が必要となる。

**【総合事業のみのサービスの規程の場合】**

特に修正は必要ない。